

○名古屋大学情報連携推進本部情報メディア教育システム等利用内規

(平成 22 年 6 月 24 日 内規)

改正 令和 2 年 4 月 1 日 名大内規

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学情報連携推進本部（以下「推進本部」という。）が運営する情報メディア教育システム等（以下「システム等」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この内規において「情報メディア教育システム等」とは、推進本部における情報メディア教育システム及び教材制作・配信システムのソフトウェア及び設備機器並びにその設置場所をいう。

(利用目的の範囲)

第 3 条 システム等を利用する目的は、次に掲げる事項の範囲内とする。

- 一 情報メディア教育に関する授業
- 二 情報メディア教育に関する自習
- 三 情報メディア教育に関する研究
- 四 その他推進本部長が適当と認めた事項

(利用可能日等)

第 4 条 システム等を利用できる日は、次の各号に掲げる日を除いた日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 三 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 4 日までの日。前号に該当する休日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、推進本部長が必要と認めたときは、臨時に利用を取りやめることができる。
- 3 利用ができる日の利用時間は、別に定める。

(利用の資格)

第 5 条 システム等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学部学生
- 三 本学の大学院学生
- 四 本学の研究生及び客員研究員
- 五 その他推進本部長が適当と認めた者

(利用手続等)

第 6 条 システム等を利用しようとする者（第 3 条第 2 号の目的で利用する場合を除く。）は、所定の申請書を推進本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進本部長は、前項の申請を適当と認めるときは、これを承認する。

(変更届出)

第7条 前条第2項の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、同条第1項に規定する申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容を推進本部長に届け出なければならない。

(利用制限)

第8条 推進本部長は、システム等を利用した授業及び研究が実施されるときは、その指定する者以外の者のシステム等の利用を制限することができる。

2 推進本部長は、必要と認められた場合には、利用者に対してシステム等の利用について必要な条件若しくは制限を加え、又は処置を行うことができる。

(推進本部サテライトラボ)

第9条 推進本部がシステム等を設置した推進本部以外の部局の施設（以下「推進本部サテライトラボ」という。）における当該システム等の設置及び改修に関する事項は、推進本部長が定めるものとする。

2 推進本部サテライトラボの管理及び運営は、システム等を設置した部局（推進本部を除く。以下「設置部局」という。）の長が行うものとする。

3 推進本部サテライトラボの使用に関し必要な事項は、推進本部長が設置部局の長との協議の上、定めるものとする。

4 推進本部長は、推進本部サテライトラボの管理及び運営の状況について、設置部局の長に対して報告を求めることができる。

5 推進本部長は、システム等の運営上必要と認められた場合には、推進本部サテライトラボの管理及び運営について、必要な条件若しくは制限を加え、又は処置を行うことができる。

(経費負担)

第10条 推進本部長は、利用者がシステム等を利用した場合は、当該利用者が所属する部局に対してその利用に関わる経費の一部を利用負担金として請求することができる。

2 前項の利用負担金の額及びその請求方法については、別に定める。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、関係法令等及びこの内規を遵守しなければならない。

2 利用者は、推進本部長から求められた場合には、その利用状況について報告しなければならない。

(改ざん・複写の禁止)

第12条 利用者は、システム等を設置する機器に搭載されるソフトウェアについて、改ざん又は複写を行ってはならない。

(転用の禁止)

第13条 利用者は、システム等に係る資源について、次の各号に掲げる転用を行ってはならない。

- 一 第3条に規定する目的の範囲外の利用を行うこと。
- 二 第三者に利用させ、又は利用されること。
- 三 個人に割り当てられるシステム等の資源を当該個人以外のために利用すること。
- 四 その他推進本部長が適当でないとした事項

(設備のき損、紛失等)

第14条 利用者は、システム等の機器その他の設備をき損、紛失又は汚損した場合には、速やかにその旨を推進本部長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 推進本部長は、前項に該当する場合には、き損、紛失又は汚損した利用者に対してその損害の弁償を求めることができる。

(利用の取消・停止)

第15条 利用者が、この内規又はこの内規に基づく定めに違反したとき、その他システム等の運用に重大な支障を生じさせたときは、推進本部長は、当該利用者の利用を一定期間停止し、又はその利用登録を取り消すことができる。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、システム等の利用に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成22年6月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(令和2年4月1日 名大内規)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。